

平成20年第5回玉城町議会定例会会議録(第4号)

1. 招集年月日 平成20年9月17日
2. 招集の場所 玉城町議会議場
3. 開 会 平成20年9月29日
4. 応招議員
 - 1番 小林 一 則 君
 - 2番 風 口 尚 君
 - 3番 山 本 静 一 君
 - 4番 高 木 市 郎 君
 - 5番 鈴 木 加 奈 子 君
 - 6番 東 谷 富 雄 君
 - 7番 小 林 豊 君
 - 8番 中 瀬 信 之 君
 - 9番 山 口 和 宏 君
 - 10番 奥 川 直 人 君
 - 11番 野 口 繁 君
 - 12番 川 西 元 行 君
 - 13番 前 川 夫 君
 - 14番 中 野 勇 君
5. 不応招議員 な し
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 な し
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名
 - 町 長 辻 村 修 一 君
 - 副 町 長 坪 井 信 義 君
 - 教 育 長 見 並 健 一 君
 - 会 計 管 理 者 森 島 千 里 君
 - 総 務 課 長 中 郷 徹 君
 - 税 務 住 民 課 長 松 田 幸 一 君
 - 生活福祉課長 林 裕 紀 君
 - 上 下 水 道 課 長 小 林 一 雄 君
 - 建設産業課長 前 田 浩 三 君
 - 農 林 商 工 課 長 田 畑 良 和 君
 - 教育事務局長 辻 誠 君
 - 総 務 担 当 課 長 補 佐 田 村 優 君
 - 政策財政課長補佐 中 村 元 紀 君
 - 病 院 老 健 事 務 局 長 田 間 宏 紀 君
 - 教育委員長 松 田 隆 作 君
 - 監 査 委 員 松 田 隆 生 君
9. 職務のため出席した者の職氏名
 - 議会事務局長 大 南 友 敬 君
 - 同 書 記 高 井 美 江 君
 - 同 書 記 中 川 泰 成 君
10. 提出議案
 - 日 程
 - 第 1. 会議録署名議員の指名
 - 第 2. 議案第56号 平成19年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について(討論・採決)

- 第 3 . 議案第 5 7 号 平成 1 9 年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (討論・採決)
- 第 4 . 議案第 5 8 号 平成 1 9 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について (討論・採決)
- 第 5 . 議案第 5 9 号 平成 1 9 年度玉城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について (討論・採決)
- 第 6 . 議案第 6 0 号 平成 1 9 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について (討論・採決)
- 第 7 . 議案第 6 1 号 平成 1 9 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について (討論・採決)
- 第 8 . 議案第 6 2 号 平成 1 9 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (討論・採決)
- 第 9 . 議案第 6 3 号 平成 1 9 年度玉城町病院事業会計決算の認定について (討論・採決)
- 第 1 0 . 議案第 6 4 号 平成 1 9 年度玉城町水道事業会計決算の認定について (討論・採決)
- 第 1 1 . 議案第 6 5 号 平成 1 9 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について (討論・採決)
- 第 1 2 . 議案第 6 6 号 平成 1 9 年度玉城町下水道事業会計決算の認定について (討論・採決)
- 第 1 3 . 議案第 6 7 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (討論・採決)
- 第 1 4 . 議案第 6 8 号 玉城町職員定数条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 1 5 . 議案第 6 9 号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 1 6 . 議案第 7 0 号 度会土地開発公社定款の変更について (討論・採決)
- 第 1 7 . 議案第 7 1 号 平成 2 0 年度玉城町一般会計補正予算 (第 3 号) (討論・採決)
- 第 1 8 . 議案第 7 2 号 平成 2 0 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) (討論・採決)
- 第 1 9 . 議案第 7 3 号 平成 2 0 年度玉城町老人保健特別会計補正予算 (第 2 号) (討論・採決)
- 第 2 0 . 議案第 7 4 号 平成 2 0 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) (討論・採決)
- 第 2 1 . 議案第 7 5 号 平成 2 0 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) (討論・採決)

- 第22. 議案第76号 平成20年度玉城町水道事業会計補正予算(第1号)
(討論・採決)
- 第23. 議案第77号 平成20年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)
(討論・採決)
- 第24. 議案第78号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて(追加議案)
- 第25. 選挙第1号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
(追加議案)
- 第26. 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元」を求める請願書(追加議案)
- 第27. 請願第2号 「30人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算の拡充」を求める請願書(追加議案)
- 第28. 請願第3号 「『学校安全法』(仮称)の策定をはじめとする総合的な学校の安全対策」を求める請願書(追加議案)
- 第29. 請願第4号 「保育制度改革」の見直しを求める意見書の提出を求める請願(追加議案)
- 第30. 発議第6号 閉会中の継続審査の申し出について(追加議案)
- 第31. 発議第7号 「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元」を求める意見書の提出について(追加議案)
- 第32. 発議第8号 「30人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充」を求める意見書の提出について(追加議案)
- 第33. 発議第9号 「『学校安全法』(仮称)の策定をはじめとする総合的な学校の安全対策」を求める意見書の提出について(追加議案)
- 第34. 発議第10号 「保育制度改革」の見直しを求める意見書の提出について(追加議案)

(午前9時00分 開会)

議長(小林一則君)只今の出席議員数は14名で定足数に達しております。
よって平成20年第5回玉城町議会第4日目の会議を開会致します。
本日の議事日程はお手許に配布のとおりであります。

議長(小林一則君)日程第1. 会議録署名議員の指名を行いません。本日の会

議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において

2番 風口 尚君 3番 山本静一君

の2名を指名致します。

議長(小林一則君)次に、日程第2 . 議案第56号 平成19年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてないし日程第12 . 議案第66号平成19年度玉城町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題と致します。

只今一括議題となりました各議案につきましては、予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し委員会審査報告書が提出されております。

これより、予算決算常任委員会の委員長報告を求めます。

予算決算常任委員長 高木市郎君

予算決算常任委員長(高木市郎君)只今議長より、予算決算常任委員会審査の報告を求められましたのでご報告申し上げます。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第56号 平成19年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について、ないし議案第66号 平成19年度玉城町下水道事業会計決算の認定について並びに議案第71号 平成20年度玉城町一般会計補正予算(第3号)ないし議案第77号 平成20年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)の委員会審査を、去る9月24日午前9時より第4会議室におきまして、町長、副町長、教育長、関係課長並びに関係特命官及び関係課長補佐の出席と、そして議長の同席のもと、委員13名全員により審査を実施致しました。

議員各位におかれましては、全員の出席でございましたし、また当日はケーブルテレビ玉城チャンネルで、放映をいたしましたし、詳細についての報告は、後日、委員会会議録をご高覧賜るという事で省略させていただきます。それでは、一括議題となっております議案第56号 ないし議案第66号までの審査結果の報告を致します。

初めに、議案第56号 平成19年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたしました。質疑を終了し、反対討論の後、採決の結果「挙手多数」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第57号 平成19年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手多数」で、原案のとおり認定されました。

次に、議案第58号 平成19年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては質疑を終了し、討論はなく、採決の結

果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第59号 平成19年度玉城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定につきましては質疑、討論はなく、採決の結果「挙手多数」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第60号 平成19年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手多数」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第61号 平成19年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第62号 平成19年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては質疑、討論はなく、採決の結果「挙手多数」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第63号 平成19年度玉城町病院事業会計決算の認定につきましては質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第64号 平成19年度玉城町水道事業会計決算の認定につきましては質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手多数」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第65号 平成19年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定につきましては質疑、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第66号 平成19年度玉城町下水道事業会計決算の認定につきましては質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

以上が、議案第56号ないし、議案第66号についての委員会審査の報告でございます。

議長(小林一則君)以上で、予算決算常任委員会の委員長報告は終わりました。

この際、予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑は省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって予算決算常任委員会の委員長報告に対する質疑は省略致します。これより、各議案ごとに討論・採決を行ないます。

先ず、議案第56号 平成19年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行ないます。本案に対する反対討論の発言を許します。

5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん)平成19年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定については反対の立場で討論をさせていただきます。この19年度そしてその前年の18年度に亘りまして京セラミタに対しまして3億3千万円という町民の大変貴重な税金をつぎ込んで、1社のために素晴らしい道をつけてやる。又拡張によってつぶされる場所でありました排水路を付け替えてやる。こういうことが行われました。そしてその時に、町長が玉城町の将来のためといわれましたけれどもこの会社に対して玉城町の子供たちや、玉城町の人たちを採用することを何一つ約束をさせていませんでした。今年会社へも視察に行きまいりましたが、玉城町の方は従業員数の中でも減っております。自治体によりましては、町内の人を又、新卒の子供を雇っていただいたら企業に対して援助金を出すというそういうことをやっているところもあります。もしかりに一人採用して頂いたら1か月2万円1年間で12万円ですが、この1年間で玉城町が援助するというのをこれに置き換えてやっておりましたならば2,750人分にあたります。そういう貴重な税金でございます。町民の皆さんにとって今、税金が増えており又国民年金の掛け金が増やされているのにも関わらず支給額が減らされそして、その減らされた年金からは介護保険料とか後期高齢者医療の保険料が天引きされたり、また新たに来年度からは住民税の天引きが行われます。65歳から75歳未満の方の国民健康保険料の天引きも始まっています。こういう時にやはり皆さんからいただいた貴重な税金は皆さんの暮らしを支える、福祉の前進のためにこそこの貴重な税金は、使われるべきだと思います。お金も力もあり大もうけをしている企業に皆さんの大事な税金をつぎ込むべきではないと、このように私は考えてこれまで何度も主張をしてまいりました。以後こんなことが絶対に起こらないようにこのことを願ってこの反対討論に、これまでも申してまいりました京セラミタ工場に対するこの支援金についてを問題に致しました。敬老祝い金の支給の仕方につきましても、平成18年、19年と税金を納めている方はお祝いをしないというようなこんな異常事がありました。税金を納めてい

る方、納めていない方にかかわらず75歳以上の全ての方をお祝いする。こういう方針で30数年に亘って玉城町はお祝いをしてまいりました。これをやはり続けてもらいたい。このように私は願っております。今年のやり方については大変皆さんからの抗議の声が寄せられております。是非とも来年度の予算にあたりましては改善を頂きますことをここで申し上げておきたいと思えます。又、保育所の保育数におきましても田丸で200人、外城田保育所では180人、又有田保育所では100人、下外城田保育所では90人の定員でございますがいずれも定員をオーバーして保育しています。多くの住民の皆さんから玉城町の真ん中で田丸の保育所で乳児保育を早く実施できるようにしてほしい。安全な場所に保育所を建設してほしい。この声がしきりでございます。この問題につきましてもどうも町長さんのお話を伺っておりますと先送りというような状況が伺えてなりません。とても心配です。発足いたしましたプロジェクトチームにおきましても専門家であります保育士さんを、その中に入れてないという問題も異常だと思えます。又、一般会計から国保会計に繰入をいたしまして、国民健康保険料の引き上げになることを抑えているこの町がこの三重県内に15の町の中で7つの町に達しております。近辺で申し上げますと南伊勢町、そして度会町、南伊勢町におきましては18年度にも繰入を致しておりますが、19年度は5千万円20年度は1億円の繰り入れをして国保料の引上げになるのをできる限り抑えるという方策をとらえています。お隣の度会町でも18年度で5千900万を超える一般会計からの繰り入れをしております。19年度も同じような繰り入れをいたしております。このように今、国保料が引き上げられて大変苦しい住民の皆さんをどうか助けようということでは頑張っている町が増えているのであります。テレビのニュースでも新聞紙上でもにぎわっておりますが、会社の社会保険、保険が成り立たなくなるとして解散、そして補助金の少しでも多い政府管掌健康保険に切り替えるというそういう報道がされております。国民健康保険の皆さんはどう助けるか、それはやはり一般会計からの繰り入れと政府に対することではないと思えます。元々政府が国保に対する国の負担を軽くしていたこのことに大きな原因があります。国の政治が悪い時には玉城町の財政でそれを補っていくそのことが大事だと思えます。又、教育の分野でおきましては、食器乾燥機等で子供たちの大事な給食にかかわりますところでアスベストが使用された器具が、いまだ使用されております。約全部取り換えまして500万程度でできるというものでございますが、これもいまだに完成をしていないというこんな現状を考えます時に一般会計46億余のこの町予算これをどのように活用するのか、このことが問題だと思えます。この基本は地方自治法に定められており「住民の福祉の増進を図ることを基本とし」とござ

いますがこのことに専念するのが当然だと思っております。又、99条には「公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負う」とこのようにあります。憲法25条に定められております生活の基本を支えるこのことが大事だと思っております。今、申し上げました公務員の中にはもちろん議員も含まれておりますし町長ご自身も含まれております。私自身もそのことを肝に銘じて取り組んでまいりましたが、こういう観点に立ちまして一般会計大変中心点でぶれがあるのではないか、このことを指摘申しあげまして来年度の予算におきましてはこんなことがないように願っております。以上です。

議長（小林一則君）次に、賛成討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって本案は委員長報告のとおり原案認定されました。

次に、議案第57号 平成19年度玉城町国民健康保健特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行ないます。本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって本案は委員長報告のとおり原案認定されました。

次に、議案第58号 平成19年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行ないます。本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長の報告は原案認定であ

ります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり原案認定されました。

次に、議案第59号 平成19年度玉城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行ないます。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は委員長報告のとおり原案認定されました。

次に、議案第60号 平成19年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行ないます。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は委員長報告のとおり原案認定されました。

次に、議案第61号 平成19年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行ないます。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長の報告は原案認定であ

ります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり原案認定されました。

次に、議案第62号 平成19年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行ないます。本案に対する反対討論の発言を許しません。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は委員長報告のとおり原案認定されました。

次に、議案第63号 平成19年度玉城町病院事業会計決算の認定についての討論を行ないます。本案に対する反対討論の発言を許しません。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり原案認定されました。

次に、議案第64号 平成19年度玉城町水道事業会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許しません。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は委員長報告のとおり原案認定されました。

次に、議案第 6 5 号 平成 1 9 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定についての討論を行ないます。本案に対する反対討論の発言を許しません。

(「 議事進行 」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり原案認定されました。

次に、議案第 6 6 号 平成 1 9 年度玉城町下水道事業会計決算の認定についての討論を行ないます。本案に対する反対討論の発言を許しません。

(「 議事進行 」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長報告は原案認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり原案認定されました。

議長(小林一則君)次に、日程第 1 3 . 議案第 6 7 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題と致します。

これより討論を行ないます。

本案に対する反対討論の発言を許しません。

(「 議事進行 」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第 1 4 . 議案第 6 8 号 玉城町職員定数条例の一部改正についてを議題と致します。

これより討論を行ないます。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「 議事進行 」 の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長 (小林一則君) 次に、日程第 1 5 . 議案第 6 9 号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。 5 番 鈴木加奈子さん

5 番 (鈴木加奈子さん) 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございますが、玉城町におきましては障害者につきまして 4 級まで医療費の無料をいたしております。ところが、その障害者の中で精神障害の方につきましては、1 級の方しか認めないというのがこのたびの条例改正でございます。なぜ、他の障害者の方と精神障害者をこのように差別をつけた医療補助にするのか、このことは私は、説明を伺いましたが理解することができません。一挙に 4 級まで認められないというのであればせめて 2 級までも認めるべきだと思います。障害者団体の皆さんも切望しておるところでございますし、町内の方からもその声が強くよせられております。1 級しか認めないこのたびの一部改正につきまして反対討論とさせて頂きました。よろしくお願いを致します。

次に賛成討論の発言を許します。

(「 議事進行 」 の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、日程第16．議案第70号 度会土地開発公社定款の変更についてを議題と致します

これより討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、日程第17．議案第71号 平成20年度玉城町一般会計補正予算（第3号）ないし日程第23．議案第77号 平成20年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを一括議題と致します。

只今一括議題となりました各議案につきましても、予算決算常任委員会に付託され審査が終了し委員会審査報告書が提出されております。これより予算決算常任委員会の委員長報告を求めます。予算決算常任委員会委員長 高木市郎君

予算決算常任委員長（高木市郎君）只今、議長から委員会審査の報告を求められましたので一括議題となっております議案第71号 平成20年度玉城町一般会計補正予算（第3号）ないし議案第77号 平成20年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）の審査結果を報告致します。

始めに議案第71号 平成20年度玉城町一般会計補正予算（第3号）につきまして審査を致しました。本議案につきましては質疑を終了し、討論はなく採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 平成20年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、質疑、討論はなく採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 平成20年度玉城町老人保健特別会計補正予算（第2号）につきましては質疑、討論はなく採決の結果「挙手多数」で原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 平成20年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては質疑、討論はなく採決の結果「挙手全員」で

原案のとおり可決されました。

次に議案第75号 平成20年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては質疑、討論はなく採決の結果「挙手多数」で原案のとおり可決されました。

次に議案第76号 平成20年度玉城町水道事業会計補正予算(第1号)につきましては質疑、討論はなく採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 平成20年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)につきましては質疑、討論はなく採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案第71号ないし議案第77号の審査結果の報告でございます。

議長(小林一則君)以上で、予算決算常任委員会の委員長報告は終わります。この際、予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑は省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって予算決算常任委員会の委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これより各議案ごとに討論・採決を行ないます。

先ず、議案第71号 平成20年度玉城町一般会計補正予算(第3号)の討論を行ないます。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号 平成20年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の討論を行ないます。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号 平成20年度玉城町老人保健特別会計補正予算(第2号)の討論を行ないます。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号 平成20年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の討論を行ないます。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号 平成20年度玉城町介護保健特別会計補正予算(第1号)の討論を行ないます。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号 平成20年度玉城町水道事業会計補正予算(第1号)の討論を行ないます。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号 平成20年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)の討論を行ないます。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

議長(小林一則君) これより追加議案の審査を行います。

日程第24、議案第78号 教育委員会委員の任命につき同意をもとめることについてを議題と致します。

暫時休憩します。

(午前9時40分 休憩) 資料配布・町長説明

(午前9時45分 再開)

議長(小林一則君) 再開致します。町長より提案理由説明を求めます。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議案第 78 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。現在、教育委員会委員である見並健一委員が、平成 20 年 10 月 9 日をもって任期満了となるため、その後任委員として、玉城町田丸 232 番地、山口典郎氏を適任と認め、任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（小林一則君）提案理由の説明は終わりました。おはかり致します。本案については質疑、討論省略いたしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

（鈴木議員より発言あり）

議長（小林一則君）発言を許します。5 番 鈴木加奈子さん

5 番（鈴木加奈子さん）伺いたいのですが、教育委員の中に保護者の中から 1 名は入れるということに決まっていると思いますが、その点についてはどうなっているのでしょうか。新たな教育委員を選ぶ時にこの際保護者の中から選ぶのかなとこのように思っておりました。けれどもそうではない方があがってきておりますが、この保護者導入についてはどのように考えているのかお伺い致します。法の制度が変わっていると思っておりますのでよろしくお願い致します。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）地方教育行政の運営に関する法律に基づくものでございますが、従来から特に教育委員さんの中に保護者として所謂、親権を行う未成年の後見人という保護者が含まれるように努めなければならない。こういうこととございます。そうした努力はしていくべきだと思っておりますけれども現在は、特に教育委員のご就任を頂いている皆さん方はすでに未成年の後見ということではありませんが、それぞれお子さんをお持ちですでに成人なされておりますが、そうした所謂幅広く教育についての識見をお持ちの方ばかりと思っております。今後も務めてまいりたいと思っております。以上です。

議長（小林一則君）5 番 鈴木加奈子さん

5 番（鈴木加奈子さん）そうしますと、努めなければならないということは、努めなければならないわけですし、なくてもよいというものではないと思っております。ことさら未成年の後見者ということが、否定されておりますのは子供があればよいというものではないわけとございまして、その点について再度お伺い致します。その導入につきましては町長としてはいつの時点を導入しようと考えているのか、お伺い致します。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）今のご質問に対しましては、それぞれの今後も教育委員さんの任期に伴いましてそういった後任委員の選考の時点でできるだけ努めてまいりたいとこういうふうに思っております。

（「議事進行」の声）

議長（小林一則君）これより本案を採決致します。本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。

（山口典郎氏挨拶）

議長（小林一則君）次に、日程第25．選挙第1号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題と致します。これより選挙を行います。お諮り致します。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦により行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって選挙は指名推薦によることと決しました。お諮り致します。指名の方法については議長において指名致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって議長によって指名することに決しました。

（選挙管理委員名簿配布）

選挙管理委員会委員に中西功典君・飯塚正行君・中村光伸君・谷口恵津子さん・同補充員に谷野育子さん・新谷溥之君・小林弘幸君・上村美智子さん以上の指名人をもって当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって只今指名致しました中西功典君・飯塚正行君・中村光伸君・谷口恵津子さんが選挙管理委員に、又、谷野育子さん・新谷溥之君・小林弘幸君・上村美智子さんが同補充員に当選されました。ここで10分間休憩と致します。

（午前 9時56分 休憩）

（午前10時 6分 再開）

議長（小林一則君）再開致します。次に、日程第26．請願第1号「義務教育

費国庫負担制度の存続と、負担率 2 分の 1 への復元』を求める請願書なし日程第 28 . 請願第 3 号「学校安全法」(仮称)の制定をはじめとする総合的な学校の安全対策を求める請願書を一括議題と致します。直ちに紹介議員 12 番 川西元行君の趣旨説明を求めます。12 番 川西元行君

12 番(川西元行君) 請願第 1 号「義務教育費国庫負担制度の存続と負担率 2 分の 1 への復元」を求める請願書、平成 20 年 9 月 4 日、町議会議長小林一則様、紹介議員川西元行、提出者、三重県度会郡大紀町滝原 1748 - 1 大宮小学校内、三重県度会郡 PTA 連絡協議会、会長 加藤圭剛、三重県度会郡大紀町錦 426 - 1 錦小学校内、三重県度会郡校長会 会長、伊藤重樹、三重県伊勢市小俣町本町 3、三重県教職員組合度会支部 支部長、東浦良幸、請願の趣旨、義務教育費国庫負担制度が存続され国庫負担率が 2 分の 1 へ復元されるように決議を頂きたく国の関係機関に意見書を提出していただくことをお願い申し上げます。請願の理由、義務教育費国庫負担制度につきましては、昨年度も貴議会より国及び関係機関に意見書を提出していただいたおかげをもちまして、同制度が存続されました。貴議会のご理解とご協力に対しまして厚くお礼申し上げます。政府の「三位一体改革」のなか、2006 年 3 月「国の補助金等の整理及び合理化に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律」が成立し、制度は存続されたものの負担率は 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。『骨太方針 2008』では、「地方分権改革推進委員会」の「第 1 次勧告」にもとづき、「国・地方財政状況を踏まえつつ国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討をおこない、順次勧告する」としています。また、「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を 2009 年度内にできるだけ速やかに国会に提出することも明記しています。このような地方分権改革推進のなか、義務教育費国庫負担制度について議論の対象となることは必至であり、同制度の存続は予断を許さない状況です。義務教育費国庫負担制度は、義務教育の機会均等とその水準の維持・向上および地方財政安定のため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものであり、これまで学校教育に大きな役割を果たしてきたところです。その時々々の国や地方の財政状況に影響されることのない、頑固とした義務教育費国庫負担制度によって、未来を担う子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。以上のような理由から義務教育費国庫負担制度の存続及び負担率 2 分の 1 への復元を強く切望するものでございます。

続きまして、請願第 2 号「30 人学級を柱にした義務教育諸学校および、高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充」を求める請願書、平成 20 年 9 月 4 日提出、町議会議長 小林一則様、紹介議員川西元行、提出者三重

県度会郡大紀町滝原 1748 - 1 大宮小学校内、三重県度会郡 PTA 連絡協議会
会長 加藤圭剛、三重県度会郡大紀町錦 426 - 1 錦小学校内、三重県度会郡
校長会会長 伊藤重樹、三重県伊勢市小俣町本町 3 三重県教職員組合度会支
部 支部長東浦良幸、請願の趣旨 30 人学級を柱にした義務教育諸学校およ
び高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算の増額をおこなうように決議
いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。
請願の理由、三重県では、現在、小学校 1、2 年生の 30 人学級、中学校 1 年
生の 35 人学級が実施されています。貴議会のご理解とご協力に厚くお礼申
申し上げます。少人数学級が実施されている学校では、「子供たちが落ち着い
て学校生活にとりくめるようになった」「一人ひとりにきめ細かな指導がで
きるようになった」「子どもが意欲的に取り組んでいる」といった保護者・
教職員からの声が多くあります。2006 年に成立した行政改革推進法では、
「自然減を上回る教職員の鈍減」「子どもの数の減少を反映した削減」とさ
れており、また、日本の教育予算は、GDP 総額のうち教育機関への支出が
OECD 加盟国の平均 5.1%に達して最低レベル 3.5%のみです。教育振興
基本計画の策定にあたっては、文科省は「GDP に占める教育予算の割合を
3.5%から 5%へ増やす」「25,000 人程度の教職員定数の改善」などの原案を
提示しましたが、財務省、総務省などの圧力のもと、具体的な財政的保障や
数値目標が盛り込まれず、7 月 1 日に閣議決定されました。教職員定数の改
善や教育予算の増額は、引き続き厳しい状況にあります。山積する教育課題
の解決をはかり、未来を担う子どもたち一人ひとりを大切にしたい教育をすす
めるためには、学級編制基準の引き下げや教育条件整備のための教育予算の
増額が必要です。国は、30 人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校
次期定数改善計画を早急に策定し、実施することが重要です。以上の理由か
ら 30 人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の
策定、教育予算拡充を強く願うものであります。

続きまして、請願第 3 号 「『学校安全法』(仮称)の制定をはじめとする
総合的な学校の安全対策」を求める請願書、平成 20 年 9 月 4 日、町議会議
長、小林一則様 紹介議員川西元行、提出者三重県度会郡大紀町滝原 1748
- 1 大宮小学校内、三重県度会郡 PTA 連絡協議会 会長加藤圭剛、三重県度
会郡大紀町錦 426 - 1 錦小学校内、三重県度会郡校長会 会長伊藤重樹、三
重県伊勢市小俣町本町 3 三重県教職員組合度会支部 支部長東浦良幸、
請願の趣旨 子どもたちが安心して学校に通い、安全が保たれたなかで学校
教育が行えるよう「学校安全法」(仮称)の策定をはじめとした総合的な学
校安全対策を求める決議をいただき、国の関係機関に意見書を提出いただ
くようお願い申し上げます。請願の理由 近年、学校への「不審者」の侵入に

よる殺傷事件、震災や大雨などによる自然災害、0 157 やノロウィルスをはじめとした健康被害、通学路での通り魔事件など、学校内外で子どもたちが被害者となるさまざまな事件や事故が発生しています。全国各地で地震災害が頻発しており、中国四川省の大地震や岩手・宮城内陸地震は記憶に新しいところです。多くの学校が避難所であることもふまえて、各自治体においては小中学校・幼稚園等の耐震補強対策が早急に図られなくてはなりません。子どもたちはもちろんのこと、地域住民にとって学校施設が安心・安全な場であることが急務です。学校の「安心・安全」が脅かされる事態は、子どもの成長や学びにとって重大な支障となりつつあります。子どもや教職員、保護者や地域の人々が安心して諸活動を営めるように学校の環境を整えていくことが求められます。そのためには、国や行政の役割・責任、財政上の措置、学校、家庭、地域関係機関等のそれぞれの役割、学校の安全最低基準等、基本的な措置を明記した「学校安全法」(仮称)を制定することが必要です。そして、被害を未然に防止したり、実際に起こった場合には被害拡大の防止、被害者の精神的なケアをおこなったりなど、学校内外が協働して総合的な学校の安全対策やそのための条件整備が進められていかなければなりません。以上をふまえて、国に対して「学校安全法」(仮称)の制定をはじめとする総合的な学校の安全対策を強く切望するものです。

議長(小林一則君) 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。

お諮りいたします。

只今議題となっております、請願第1号、ないし請願第3号については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略致したいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託は省略することに決しました。これより、各請願ごとに質疑・討論・採決を行います。

まず、請願第1号 義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元を求める請願書の質疑を行います。発言を許します。

11番 野口繁君

11番(野口繁君) 文章ではないのですが、提出者で一番最後に三重県伊勢市小俣町本町3 三重県教職員組合度会支部ですが、小俣町はまだ度会支部から脱退していないのか。これで間違いはないのかお聞かせ願いたい。

議長(小林一則君) 12番 川西元行君

12番(川西元行君) 只今のご質問でございますが、伊勢市小俣町本町3 三重県教職員組合度会支部 支部長東浦良幸となっておりますが、小俣町は

伊勢市へ合併されましたので事務所だけが小俣地内において見えるようです。以上です。

議長（小林一則君）他に、ありませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了致します。

これより、討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより採決を致します。本案は採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本請願は採択することに決しました。

次に、請願第2号 30人学級を柱にした義務教育諸学校および、高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充を求める請願書の質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了致します。

これより、討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより採決いたします。本案は採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本請願は採択することに決しました。

次に、請願第3号 『学校安全法』（仮称）の制定をはじめとする総合的な学校の安全対策を求める請願書の質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了致します。

これより、討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより採決を致します。本案は採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本請願は採択することに決しました。

議長（小林一則君）次に、日程第29、請願第4号「保育制度改革」の見直しを求める意見書の提出を求める請願を議題と致します。直ちに、紹介議員7番 小林豊君の主旨説明を求めます。7番 小林豊君

7番（小林豊君）それでは議長のお許しを頂きましたので、請願第4号 保育制度の見直しを求める意見書の提出を求める請願の主旨説明をさせていただきます。提出者は明記のとおりでございます。保育所では子供たちの保育はもとより核家族化の中で生じる育児不安や育児放棄、さらには児童虐待に対応するため、それぞれの家族の状況の応じたきめ細かい子育て支援を実践しており公的な福祉施設として地域の中で大切な役割を果たしております。そんな中、現在、政府の財政諮問会議、規制改革会議、地方分権改革推進会議などにおいて、保育所の現行の保育制度を改革する話し合いが行われております。この中で、保育所の最低基準の引き下げは、児童の福祉の警視、保育基準の低下を招き地域の保育機能の崩壊につながるのではないかと危惧されております。また、地方分権改革推進委員会では、国が確実的に定める基準を一律に当てはめることは、地域活性化の障害となる危険性があるとして、国の児童福祉施設最低基準の地方公共団体の委譲を求めています。最低基準とは、国が全国どこの保育所でも一定の保育基準が確保されるように定めたもので、実際の財政事情による基準の変更があると保育水準の低下を招かれないと考えます。このような議論では子供の福祉が軽視されたり、少子化が進行し財政事情がきびしい自治体では、最低基準が最高基準になるような地域の保育機能を崩壊させる恐れがあります。保育は単なる託児ではなく、子どもに良好な育成環境を保障し、次世代の担い手を育成する公的な性格を持つものです。議会におかれましては、保育制度の見直しは子どもの立場に立って議論し合わせて地方の実情を踏まえて行なわなければならない観点から、以下の事項について政府に対し意見書を提出して頂きますよう請願するものでございます。以下の事項につきましては、ご自読頂ければと思います。皆様方、よろしくご賛同の上御取り計らい頂きますようお願い致します、主旨説明とさせていただきます。

議長（小林一則君）以上で、紹介議員の主旨説明は終わりました。

お諮りいたします。只今議題となりました、請願第4号については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって委員会付託は省略することに決しました。これより、請願第4号についての質疑・討論・採決を行います。

先ず、質疑を行います。発言を許します。5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）只今、読み上げて頂きまして、その主旨はよく分かりますし同感するものでございます。ところが、この最後のところに5件ほど箇条書きにされているところがございます。国と地方が共に責任を持ってこの少子化社会に備えるということやら、それから子どもを地上権利にさらしてはならないというその主旨、それから保育所の最低基準これをレベルを下げていくということは環境を悪化させるのでよくないということで納得できます。そして「認定こども園」の問題もあちらこちらで今、問題点が出てきておりますけれども、これについても納得ができるんですけども、2番目にあります保育所への入所要件の拡大、これはもうすでに玉城町では行っているところがございます。その自治体の方針によりまして3歳以上の子どもについては、これは保育要件を拡大して保育所で子どもをみるという、集団保育の中で子どもが育つようにする。少子化で家庭では或は、近所にもあそび相手がないというそういう子どもについてもやはり保育が欠けると見なされるのではないかということ、随分早い時期から言われてきておりますけれども、こういったことに対して玉城町ではもうすでに採用をしているところでもあります。ところがこの文章を見ますと入所要件の拡大はいかんとというようなふうに読み取れるような感じが致します。それで是非ともこの意見書を上げます時にこの部分に誤解を生じないような文面にして頂きたいと、このように思っていますけれども、このひな形がきているかと思いますがその点については提案者とそれから請願者とで話し合ってくださいまして心配ことがないようにお願いをしたいとこのように思います。保育要件の拡大これはおおいに結構なことだと思えます。それに見合って国と地方自治体が財源確保するこのことが大事なんだと思っておりますのでよろしくお願いします。

議長（小林一則君）他に、ありませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了致します。

これより、討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより採決を致します。本案は採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本請願は採択することに決しました。

議長（小林一則君）次に、日程第30、発議第6号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題と致します。

議会運営委員長から委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮り致します。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

議長（小林一則君） 暫時休憩致します。

（ 意見書配布 ）

議長（小林一則君） 再会致します。只今発議第7号 義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元を求める意見書、ないし発議第10号「保育制度改革」の見直しを求める意見書が提出されました。

お諮り致します。発議第7号 ないし発議第10号を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって発議第7号、ないし発議第10号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮り致します。発議第7号、ないし発議第10号については、趣旨説明、質疑を省略致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって、趣旨説明、質疑は省略することに決しました。

これより、各意見書ごとに、討論・採決を行います。

先ず、発議第7号 義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元を求める意見書の提出についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて、討論を終結致します。これより採決致します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第8号 30人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充を求める意見書の提出についての討論を行います。

本案に対する、反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて、討論を終結致します。これより採決致します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第9号 「学校安全法」(仮称)の制定をはじめとする総合的な学校の安全対策を求める意見書の提出についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて、討論を終結致します。これより採決致します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第10号 「保育制度改革」の見直しを求める意見書の提出についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて、討論を終結致します。これより採決致します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

只今、可決されました意見書については、後日関係方面へ提出致しますのでご了承願います。

議長(小林一則君) これを以って今期定例会に付議されました案件の審査は全て終了致しました。

よって、平成20年第5回玉城町議会定例会を閉会致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって今期定例会は、本日を以って閉会することに決しました。

これにて、平成20年第5回玉城町議会定例会を閉会致します。
閉会にあたり、町長挨拶を願います。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）閉会にあたりまして、お礼の挨拶を申し上げます。

今期定例会に付議を頂きました全議案につきまして、ご承認を賜りましたこと心から厚くお礼申し上げます。会期中に賜りました貴重なご意見やご提言は今後の町政推進にいかさしていただかなければいかんというふうを考えている次第であります。今後も掲げております施策の執行につきまして格別のご指導を賜りますようお願いを申し上げます、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

（午前10時48分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

玉城町議会議長

玉城町議会議員

玉城町議会議員